

平野区地域自立支援協議会設置要綱（案）

2014. 07. 25 作成

（名称）

第1条 本会の名称は平野区自立支援協議会とする。

（設置）

第2条 本会は、障害者総合支援法第89条の3第1項、「地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他関係者により構成させる自立支援協議会を置くことができる。」道場第2項「自立支援協議会は、関係機関等の相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連絡の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」に基づき設置されるものとする。

2 本会は条文を達成するために、区内における相談事業所をはじめとするすべての障害福祉サービス事業者、行政および福祉機関が相互に協力する場とし、地域の障害福祉に寄与しなければならない。

（位置づけと目的）

第3条 平野区自立支援協議会は市協議会と連携しつつ、区で制定した要綱に基づいて設置されている公的機関であり、相談支援事業をはじめとする区の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な協議の場である。区内の関係機関が参画し、情報交換や困難事例への協力体制の構築、インフォーマルな社会資源の活用・改善等の検討を行うことで、区内の関係機関の効果的な連携を促進し、地域レベルの障害者支援機能の向上を図るとともに、市協議会が行う区障害者相談支援センターの運営評価にあたり、意見提出を行い、相談支援事業の中立・公平性の確保を図るものとする。

2 平野区自立支援協議会は以下の目的を持って運営される。

- （1）地域における困難事例への対応についての協議及び調整
- （2）相談支援事業者の運営評価に関する意見提出
- （3）地域の社会資源の開発と活用及び改善の検討
- （4）地域の関係機関の連携、ネットワークの構築、必要な情報の共有
- （5）各業務領域に於ける専門部会の設置
- （6）障害福祉サービス利用者のニーズに基いたイベントの企画・立案
- （7）障害福祉サービス従事者のニーズに基いたイベントの企画・立案
- （8）異業種との交流会、情報交換会、障害福祉にたずかる啓発や講習会の企画と実施
- （9）地域に対し、活動で得られた新たな情報、技術、資源等をフィードバック
- （9）その他、相談支援体制の充実に必要とされる事項の検討

（機能）

第4条 本会は、次に掲げる6つの機能を有する。

1 情報機能

- ① 潜在化した情報を顕在化させる。
- ② 個別支援会議を基盤としたネットワーク化
- ③ 地域資源の機能共有と評価
- ④ 情報共有

2 調整機能

- ① 分野ごとの資源の共有化と整合性の確認
- ② 地域課題の整理
- ③ 課題解決に向けての手段とプロセスの確認
- ④ 障害福祉計画の進捗管理と調整

3 開発機能

- ① 個別支援会議を通じて地域の課題を集積
- ② 課題解決に向けて検討する専門部会の設置
- ③ 資源開発・改善に向け、全体会議を通じての提案
- ④ 地域資源の開発・改善、地域診断

4 教育機能

- ① 人財育成教育
- ② 地域に対する啓発
- ③ 事例検討会
- ④ スーパービジョン
- ⑤ 既存のネットワークの活用

5 権利擁護機能

- ① ノーマライゼーションの理念
- ② ソーシャルインクルージョンの視点
- ③ 本人ニーズの実現
- ④ 権利侵害の防止、成年後見制度、虐待防止等

6 評価機能

- ① 利用者の実態像
- ② サービス状況の把握
- ③ 資源や制度の実態

(組織)

第5条 本会の会員は、平野区内で活動する障害福祉サービス事業所、障害児者団体および各支援機関と行政の担当部署とする。

第6条 本会は会員の総意を承認し、また地域の情報を共有する機関として全体会議を置き、平野区内で活動する障害福祉サービス事業所、障害児者団体および各支援機関の代表者及び運営委員と

事務局、各部会の代表者と行政の担当部署、その他関係者等で構成され、半年に一回程度会議を行う。

2 会議の召集は、あらかじめ定められた日程の他、運営委員会会長が臨時で召集することができる。その場合、会議を開催する30日前までに会員に通知しなければならないものとする。

第7条 本会には、実質的な運営と協議事項の選定、企画、立案を行うため、平野区内で活動する障害福祉サービス事業所、障害児者団体および各支援機関からの有志で構成される運営委員会を置き、月に1回程度運営会議を行う。

2 運営委員会は個別の事案を検討する場として、各々の事業領域について専門部会を置く事ができる。その場合、専門部会には専門部会を代表するものを置き、専門部会から運営委員会への参加もできるものとする。

(事務局)

第8条 本会の事務局は平野区保健福祉センター（地域保健福祉課）に置く。

2 事務局の構成員は、平野区保健福祉センター（地域保健福祉課）、平野区障がい者相談支援センター、平野区社会福祉協議会、平野区内相談支援事業所及び平野区内障害福祉サービス事業所からそれぞれ1名以上ずつ選出され最大6名で協議会事務を行う。

3 事務局は、各レベルの会議の開催の企画と議題の整理、出欠等の連絡と管理、レジメの作成、議事録の作成管理と保管を行う。

4 事務局は、協議会の情報管理の一切を取り扱う。

5 事務局は、協議会の会計業務及び予算の計上や収支報告、その他の財務諸表の作成と報告管理を行う。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は次のメンバーを運営委員とし構成運営される。

- ① 事務局
- ② 委託相談支援事業者
- ③ 障害福祉サービス事業所
- ④ 障害者又は障害者団体関係者のうち、社会福祉士・精神保健福祉士等のソーシャルワーカー資格を持つもの及び、障害者ケアマネジメントに関する知識と経験を有するもの。
- ⑤ 地域福祉推進機関及び各種関係機関
- ⑥ 障害をもつ当事者及び当事者団体
- ⑦ 保健・医療関係者
- ⑧ 上記以外で障害福祉に関わる者

第10条 運営委員会は以下の執行役員（以下役員）を置くこととする。

- i 会長 1名
- ii 副会長 1名
- iii 会計 2名

- iv 書記 1名
 - v 議長 1名
- 2 役職の選出については以下の通りとする。
- i 会長 運営委員会内メンバーにより互選する。事務局員がこれを兼ねることはできない。
 - ii 副会長 事務局員を含めた運営委員会メンバーにより選ぶ。
 - iii 会計 1名については運営委員会メンバー、1名は事務局員がこれを担う。
 - iv 書記 事務局員がこれを担う。
 - v 議長 会長がこれを指名する。

第11条 役員の役割

- i 会長 平野区自立支援協議会を組織し会を運営するとともに、会員の意見を広く集めて問題提議や意見徴収する場を作る役割を担う。
 - ii 副会長 会長の業務を助け、会長不在の際にはその代役を担う。
 - iii 会計 会の会計業務を担い、またこれを監査する。
 - iv 書記 各会議の議事録を作成し、会員宛に会議の内容を伝える。
 - v 議長 議題に基づき、会の議事進行を行う。
- 2 運営委員会は2、3か月に一回、会議を持つこととする。
- 3 運営委員会では第3条の2の項目について話し合われる。

(専門部会)

第12条 専門部会では地域や各事業領域、または個別の支援において発見され検討されるべき課題について、各関係者が専門的に議論や検証を行い、必要な地域資源の開発や制度の瑕疵を補う提案などを行う。ここで検討された課題についてはすべて運営委員会で具体的に検討・整理された後、全体会議にて報告され情報が共有されるものとする。

(全体会議)

第13条 全体会議は第6条に規定したメンバー及び運営委員と事務局により構成され開催される。

第14条 全体会議は以下の役員を中心に議事の進行と承認等を行う。

- i 会長 運営委員会会長がこれを行う。
- ii 副会長 運営委員会副会長がこれを行う。
- iii 会計 運営委員会会計がこれを行う。
- iv 書記 運営委員会初期がこれを行う。
- v 議長 運営委員会会長が予めこれを指名する。

第15条 全体会議は次のことについて話し合い承認を行う。

1. 地域自立支援協議会の全体の計画、実績、方向性等についての報告と協議・確認。
2. 定例会や専門部会で協議された事項や施策提案等についての情報共有
3. 全体会議で採択された事項について、大阪市自立支援協議会に検討内容等報告及び提言等を行う

4. 年間行事や年間予算及び新たに選出された執行役員の承認

5. その他

第16条 全体会議の議決事案については出席者の多寡に関わらず、一団体一票の議決権を持ち出席団体数の過半数を賛成を持って議決するものとする。

(財源)

第16条 相談支援の一部として交付税措置の対象である。

(要項改正)

第17条 この要項に改正については運営会議及び全体会議での発議によって行われ、運営委員会での適切な検討を終えたあと、全体会議の第16条の規定を持って議決されるものとする。

(附則)

この要項は平成20年2月4日から施行する。

この要項は平成23年3月9日から施行する。

この要項は平成24年9月28日から施行する。

この要項は平成27年4月1日から施行する。